

令和元年第3回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和元年度高松市一般会計補正予算（第1号）

現計予算額	153,900,000千円
補正額	3,509,364千円
補正後	157,409,364千円

2 高松市手数料条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

工業標準化法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 日本工業規格の表記を日本産業規格に改めるもの

3 高松市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の税率の臨時的軽減について定める等のため、改正するもの

- (1) 高松市市税条例の一部改正

ア 個人市民税において、特例控除額の対象を特例控除対象寄附金とするもの

イ 個人市民税において、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するもの

ウ 個人市民税において、引用条項を整備するもの

エ 個人市民税において、寄附金税額控除に係る申告の特例の対象を特例控除対象寄附金とするもの

オ 個人市民税において、申告書記載事項の簡素化について規定するもの

カ 個人市民税において、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、扶養親族等申告書に、その旨を記載しなければならないこととするもの

キ 個人市民税において、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、扶養親族等申告書に、その旨を記載しなければならないこととするもの

ク 個人市民税において、非課税措置の対象者に、単身児童扶養者を追加するもの

ケ 個人市民税において、所要の規定整備をするもの

コ 個人市民税において、所要の経過措置を講ずるもの

サ 固定資産税において、引用条項を整備するもの

シ 固定資産税において、所要の経過措置を講ずるもの

ス 軽自動車税において、軽自動車税種別割のグリーン化特例について、重課を令和元年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除するもの

セ 軽自動車税において、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）に3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。）を取得したときは、環境性能割を非課税とする臨時的軽減について規定するもの

ソ 軽自動車税において、特定期間に自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものを取得したときは、環境性能割の税率を1%とする臨時的軽減について規定するもの

公布の日から施行

①(1)セ～チはR元. 10. 1から施行

②(1)オ～キはR2. 1. 1から施行

③(1)クはR3. 1. 1から施行

④(1)ツはR3. 4. 1から施行

- タ 軽自動車税において、令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について規定するもの
 - チ 軽自動車税において、軽自動車税種別割の賦課徴収の特例について規定するもの
 - ツ 軽自動車税において、令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について規定するもの
 - テ 軽自動車税において、所要の規定整備をするもの
 - ト 軽自動車税において、所要の経過措置を講ずるもの
 - ナ 改元に伴う所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正
- ア 法人市民税において、資本金が一定規模を超える法人等に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴い、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の申告について規定するもの
 - イ (1)スに伴い、所要の規定整備をするもの
 - ウ 改元に伴う所要の規定整備をするもの

4 高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

児童福祉法（以下「法」という。）及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) この条例の根拠となる法の規定を加えるもの
- (2) 第2章に特別の定めのあるものを除くほか、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業（以下「指定通所支援」という。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業（以下「基準該当通所支援」という。）の基準を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」とするもの
- (3) 記録の整備等に関する規定の対象となる社会福祉施設等の設置者等から指定通所支援及び基準該当通所支援の設置者等を除くもの
- (4) 業務の質の評価等に関する規定の対象となる社会福祉施設等の設置者等から指定通所支援及び基準該当通所支援の設置者等を除くもの
- (5) 法第21条の5の15第3項第1号の規定の条例で定める者は、児童福祉法施行規則第18条の34の規定に定める者とするもの
- (6) 所要の規定整備をするもの

5 高松市スポーツ施設条例の一部改正について

高松市屋島競技場トレーニング室（以下「トレーニング室」という。）の整備に伴い、改正するもの

〔 R元. 8. 1から施行
(1)ウは、R元. 10. 1から
施行 〕

(1) 高松市スポーツ施設条例の一部改正

ア トレーニング室専用使用の場合の利用料金の上限額を定めるもの

イ トレーニング室個人使用の場合の利用料金の上限額を定めるもの

ウ 消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、トレーニング室専用使用に係る利用料金の上限額について、当該引上げによる影響額相当分を転嫁した額に改定するもの

(2) 高松市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正

ア 所要の規定整備をするもの

6 高松市総合都市交通計画推進協議会条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現に向け、交通政策に関する事務を、都市計画や土地利用施策と相互に連携しながら効果的に展開するため、改正するもの

(1) 高松市総合都市交通計画推進協議会の庶務を、市民政策局から都市整備局に移管するもの

7 高松市消防手数料条例の一部改正について

〔R元. 10. 1から施行〕

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を引き上げるため、改正するもの

(1) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所のうち、危険物の貯蔵最大数量が次の区分のものについて、その設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を政令で定める標準額と同額に引き上げるもの

ア 1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの

現 行 改正後

158万円 → 159万円

イ 5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの

現 行 改正後

194万円 → 195万円

ウ 10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの

現 行 改正後

226万円 → 227万円

8 高松市火災予防条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、特定の住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときは、住宅用防災警報器等を設置しないことができることとする等のため、改正するもの

(1) 特定の住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときは、住宅用防災警報器等を設置しないことができることとするもの

(2) その設置により住宅用防災警報器等を設置しないことができるスプリンクラー設備が備えるべき閉鎖型スプリンクラーヘッドの規格について、「作動時間が60秒以内」から「種別が1種」に変更するもの

(3) 所要の規定整備をするもの

9 高松市の区域内に新たに生じた土地の確認について

香川県が港湾関連用地として造成した埋立地を確認するもの

(1) 埋立場所

高松市郷東町字乾新開796番地73に接する無番地の地先公有水面

(2) 埋立面積

1,388.13㎡

10 町及び字の区域の変更について

前記埋立地を郷東町字乾新開の区域に編入するもの

11 財産の取得について

高規格救急自動車を購入するもの

(1) 契約の方法 指名競争入札

(2) 契約金額 54,285,000円

(3) 相手方 香川トヨタ自動車株式会社

12 財産の取得について

高度救命処置用資機材を購入するもの

(1) 契約の方法 指名競争入札

(2) 契約金額 46,860,000円

(3) 相手方 尾路医科器械株式会社

13 工事請負契約について

川島地区幼保一体化施設整備工事

(1) 契約の方法 一般競争入札

(2) 契約金額 503,800,000円

(3) 相手方 株式会社橘一吉工務店

14 工事請負契約について

高松第一高等学校改築に伴う機械設備工事

(1) 契約の方法 一般競争入札

(2) 契約金額 612,360,000円

(3) 相手方 富士古河E&C・三喜工事特定建設工事共同企業体

15 損害賠償の額の決定について

国税通則法に基づき、延滞税等を国に納付するため、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するもの

(1) 損害賠償の額

1, 167, 500円

内訳

延滞税 220, 500円

不納付加算税 947, 000円

(2) 事件の概要

平成31年3月、高松市立みんなの病院及び高松市民病院塩江分院に対して高松税務署の職員による所得税等に関する調査が行われ、源泉所得税の取扱いに誤りがあったことにより延滞税等の納付義務が発生したもの

16 男木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき定めた男木辺地に係る総合整備計画の一部を変更するもの

(1) 男木島灯台資料館等管理事業を実施するため、議会の議決を求めるもの

(報告)

- 1 平成30年度高松市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 平成30年度高松市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 平成30年度高松市食肉センター事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 平成30年度高松市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 5 平成30年度高松市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 6 平成30年度高松市下水道事業会計予算繰越計算書